

教育委員会定例会議事録

平成29年7月24日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	築 瀬 正 洋

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第18号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第19号議案 平成30年度使用教科用図書の採択について（非公開）
- 第4 その他報告 平成28年度監査委員指摘事項及び措置状況について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、渡辺・菅沼 両委員を指名いたします。よろしくお願

いします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第18号議案「教職員の任用について」は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしたいと思います。

さらに、次の、日程第3、第19号議案「平成30年度使用教科用図書の採択について」は、教科用図書の採択に対する働きかけを排除するなど、公正について万全を期す必要があるため、こちらも議事を非公開とし、会議内容の議事については、教科用図書確定後、開示請求に基づいて開示することとしたいと思います。

以上の理由により、第18号議案及び第19号議案の審議を非公開としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第18号議案及び第19号議案は非公開とします。それでは、第18号議案「教職員の任用について」事務局から説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 第18号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 非公開で続けてまいります。日程第3、第19号議案「平成30年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(以下、教科用図書の採択に対する働きかけを排除するなど、公正について万全を期す必要があるため、議事を非公開)

「高本教育長」 それでは続きまして、日程第4、その他報告「平成28年度監査委員指摘事項及び措置状況について」事務局から説明をお願いいたします。学校教育課と生涯学習課の2課が対象となっておりますので、続けて説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 「定例監査結果に基づく措置通知書（教育委員会学校教育課）」を資料に基づいて説明。

「前田生涯学習課長」 「定例監査結果に基づく措置通知書（教育委員会生涯学習課）」を資料に基づいて説明。

「高本教育長」 ただ今の報告につきましてご質問やご意見がありましたらご発言ください。

「林委員」 学校教育課と生涯学習課に対して共通したのですが、委員会や協議会について審議機能と委託事業が混在しているという指摘を受けておりますが、これは具体的にはどのようなことなのでしょう。

「前田生涯学習課長」 生涯学習課の8ページの検討事項1に関してご説明いたします。平成11年頃に国の補助金により子どもセンター事業を開始しました。補助金を受ける団体として子どもセンター協議会が必要であったために設置されたものです。その協議会の委員の構成を検討する中で、事業を円滑に進めるための行政関係者という位置づけで生涯学習課長が任命されておりました。国からの補助金が無くなった現在でも協議会という形を継続しながら事業実施されているものです。今回の監査の指摘は、市の教育委員会から外部団体である豊川市子どもセンター協議会に事業を委託しているにも関わらず、受託者である豊川市子どもセンター協議会の委員に市職員が任命されていることについて、受託者の適切な審議が阻害されてしまうのではないかとというものです。また、協議会の現金管理についても市職員が行っていることにも触れ、外部委託という手法が適切であるのかを再検討していただきたいというものでした。このご指摘を受けまして、現在、検討しているものでございます。市が事務局として協議会の運営を手助けすることは必要ですが、協議会の審議する場に委員として加わる必要性までは無いのではないかと考えながら最善の方法を模索しております。

「高本教育長」 学校教育課への指摘も同じ内容で、市が委託するにあたって受託者の組織の委員に市職員が入っていることを踏まえて委託のあり方を再検討していただきたいということですね。

「林委員」 学校教育課の豊川市現職研修委員会や豊川市児童・生徒教育指導事業委員会などについて会議として成り立たなくなってくるのではないかと心配なのですがいかがでしょうか。

「今泉教育部次長」 指摘に基づきまして、来年度以降は組織の委員としてではなく事務局として関わらせていただくことについて現在検討を進めております。

「林委員」 委託する内容について教育委員会の方で十分に審議を行った後、方針案を受託者へ提案して協議していただくということですね。それでも、会議や事業がうまく成り立ってゆくのか少し不安があります。

形式としては良いのですが、実施にあたって難しい面も出てくるのではないのでしょうか。教育委員会が出した方針案に対して、受託者がうまく進められない、進め方が分からないということも心配されます。

「高本教育長」 受託者が、市として認めてはいけない方向へ進めていってしまう可能性もある。そのようなときに市が適切な方向へ導いていく手段があるのかどうかということも心配されますね。

「関原教育部長」 委託の実施については、受託者が企画立案する機能がなければ成立しません。当然に企画立案機能があるものとして実施しています。その上で、受託者

の協議の内容にまで市職員が入っているべきではないということが今回の指摘事項の根幹となっています。これを解決するためには、市が直営で実施することも一つの手段ではあります。

「林委員」 市が直接行なうよりも、ある団体に委託した方が成果が上がるといったものだけを委託するというものであり、市は事務局の立場からそれを支えていくということですね。

「関原教育部長」 委託者である市が大方針のようなものを提示し、それに基づいて委託するものですが、実施のための創意工夫は受託者に委任するものです。

「林委員」 わかりました。

「菅沼委員」 平成30年度以降の豊川市児童・生徒教育指導事業委員会は市が直接実施することになるのですか。

「今泉教育部次長」 「特色ある学校づくり推進事業」、「開かれた学校づくり推進事業」、「児童生徒教育指導事業」の3事業の内容を「魅力ある学校づくり推進事業」に統合する予定で検討しております。

「高本教育長」 他にご意見などはございますか。よろしいでしょうか。それでは、日程第4、その他報告「平成28年度監査委員指摘事項及び措置状況について」の報告を終了させていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後3時15分 閉会)